別紙１－１

**ASME適合特例証明  
(様式例)**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一種圧力容器に押された刻印等 | |  | | |
| 事 項 [(平成24年9月28日付け 基安安発0928第3号](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-53/hor1-53-54-1-0.htm)の記の1) | | 内 容(該当する項目に○) | | |
| (1) | ASME規格SectionⅧ Division1(2010年以前の版) | 適合する | 適合しない | |
| (2) | U-2(g)の規定に関係する内容 | 含まれない | 含まれる | |
| (3)※ | [安衛令別表第1](https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-1/hor1-1-7-1-2.html)に掲げる危険物を保有することを目的とする第一種圧力容器並びに引火性、可燃性又は有毒性の液体を保有する第一種圧力容器 | 該当しない | 該当するが[圧構規第2条](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-10/hor1-10-4-1h1-0.htm#1-2-1)の規定に | |
| 適合する | 適合しない |
| 引火性又は有毒性の蒸気を発生する第一種圧力容器 | 該当しない | 該当するが[圧構規第35条](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-10/hor1-10-4-1h2-0.htm#2-35-1)第2項及び[第64条](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-10/hor1-10-4-1h4-0.htm#4-64-1)第3項の規定に | |
| 適合する | 適合しない |
| 放射性物質等の有害な物(致死的物質を除く。)を入れるために気密な構造とすることが必要とされる第一種圧力容器 | 該当しない | 該当するが[圧構規第56条](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-10/hor1-10-4-1h3-0.htm#3-56-1)第1項及び[第60条](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-10/hor1-10-4-1h3-0.htm#3-60-1)第1項の規定に | |
| 適合する | 適合しない |

※ 該当し、適合する場合には、当該事項が確認できる資料が添付してあること。

上記の第一種圧力容器について、この記載内容に間違いないことを証明します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指定外国検査機関の長　印

**ASME規格に基づき製造された第一種圧力容器であって一定のものに係る使用検査の運用**

　以下の(1)の要件を全て満足する場合には、実機による検査に代えて基準等適合証明書により検査を実施すること。

(1) 要件

　[1] 第一種圧力容器明細書には、[ボイラー則様式第23号](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-y/hor1-y-2-23-0.htm)の備考に基づき、第一種圧力容器の構造を示す図面が添付されていること。

　[2] 申請書類には強度計算書が添付されていることが望ましいこと。

　[3] 添付書類を含む提出書類が日本語で記載されていること。ただし、日本語の併記、日本語訳の添付など所要事項の確認に支障がない場合はこの限りでないこと。

　[4] 申請書類にはASME制度上必要とされる書類及び[ASME適合特例証明](https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-53/hor1-53-54-1-2.html)が添付されており、[ASME適合特例証明](https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-53/hor1-53-54-1-2.html)についてはその内容が適切に記載等されていること。

　[5] 申請書類にはASME規格に基づく設計、計算等をその内容とする基準等適合証明書が添付されていること。なお、基準等適合証明書はデータレポートに適当な事項を追記する等により作成されたものであっても差し支えないこととするが、この場合、下記[6]及び[7]の基準等適合証明書としての要件を満たしていることが必要であるとともに、上記[3]について留意が必要であること。

　[6] 基準等適合証明書における検査を行った日付が指定外国検査機関の指定の有効期間内であること。

　[7] 基準等適合証明書を作成した証明書作成者は、基準等適合証明書作成者名簿に記載されている者であること。

　[8] 第一種圧力容器明細書の様式中各項目には、基準等適合証明書における内容が記載されていること。なお、内容によっては圧構規の規定を満たさないものもあるので留意すること。

　[9] 基準等適合証明書に記載されている証明書番号と第一種圧力容器に押された刻印が同一であること。なお、照合する刻印は、指定外国検査機関としてのもののほか、ASME制度上のマーキング(刻印等)でも差し支えないこととするので留意すること。

(2) その他留意事項

　　本件運用によって使用検査に合格のときは、第一種圧力容器明細書の摘要欄に「[平成24年基安安発0928第3号](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-53/hor1-53-54-1-0.htm)の運用による[ASME適合特例証明](https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-53/hor1-53-54-1-2.html)」等の旨を記載すること。